

特定都市施設整備項目表（公園）

1 所在地	
2 名称	

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※	
1 出入口	2[園路]への接続(*)	有	無		
	無の場合の出入口の位置への案内板	有	無		
	(1) 幅 [120cm以上*]		cm		
	(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差	有	無		
	(3) 出入口から水平距離が150cm以上の水平面を確保(*)	有	無		
	(4) 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
(5) 道路との境界	点状ブロック(警告用)、舗装材の変化等により境界を明示	有	無		
	車道との境界の部分に段差 [標準2cm]	有	無		
2 園路(1以上の主要な施設を利用することができる園路)	1[出入口]及び9[駐車場]に接続する園路 [敷地の境界から出入口に至る経路も同様とする。]				
	(1) 有効幅 [180cm以上*]		cm		
	(2) 縦断勾配 [4%以下*]		%		
	(3) 3~4%の縦断勾配が50m以上続く場合において、途中に150cm以上の水平な部分の設置	有	無		
	(4) 段差の有無	有	無		
	(5) 縁石、街きよ等により段差を生じる場合のすりつけ勾配 [5%以下*]		%		
	(6) 階段又は段差への傾斜路の併設(*)	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造			
		ア 有効幅 [120cm以上*]		cm	
		イ 縦断勾配 [5%以下*]		%	
		ウ 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無	
		エ 手すりを両側に連続して設置(*)	有	無	
		オ 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無	
	カ 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
	キ 横断勾配の有無	有	無		
(7) 横断勾配 [1%以下*]		%			
(8) 車椅子が安定して停止することができる水平な部分の設置	有	無			
(9) 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無			
(10) 視覚障害者誘導用ブロックを要所に敷設	有	無			
3 階段	(1) 回り段(*)	有	無		
	(2) 有効幅 [120cm以上]		cm		
	(3) 始終点及び高さ300cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無		
	(4) 手すり	ア 両側に連続して設置(*)	有	無	
		イ 端部付近に点字の貼付	有	無	
	(5) 表面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
	(6) 踏面の識別及びつまずきにくさへの配慮	有	無		
	(7) 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無		
(8) 点状ブロック(警告用)の敷設	有	無			
4 傾斜路(階段又は段に併設するもの)	(1) 有効幅 [120cm以上*]		cm		
	(2) 縦断勾配 [5%以下*]		%		
	(3) 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無		
	(4) 手すりを両側に連続して設置(*)	有	無		
	(5) 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無		
	(6) 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無		
	(7) 横断勾配の有無	有	無		
5 転落防止等	柵、視覚障害者誘導用ブロック等の設置	有	無		
	その他転落を防止するための設備	有	無		

(裏)

6 休憩所	(1) 出入口の有効幅 [120cm以上*]		cm			
	(2) 段差の有無	有	無			
	(3) 段差への傾斜路の併設	有	無			
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上*]		cm		
		イ 縦断勾配 [5%以下*]		%		
		ウ 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無		
		エ 手すりを両側に連続して設置(*)	有	無		
		オ 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無		
	カ 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無			
	キ 横断勾配の有無	有	無			
(4) 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さ	有	無				
7 野外劇場・野外音楽堂	(1) 出入口の有効幅 [120cm以上*]		cm			
	(2) 段差の有無(出入口・通路)	有	無			
	(3) 段差への傾斜路の併設	有	無			
	傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	ア 有効幅 [120cm以上*]		cm		
		イ 縦断勾配 [5%以下*]		%		
		ウ 始終点及び高さ75cm以内ごとに、踏幅が150cm以上の踊り場の設置	有	無		
		エ 手すりを両側に連続して設置(*)	有	無		
		オ 両側に立ち上がりの設置(*)	有	無		
	カ 路面の平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	有	無			
	キ 横断勾配の有無	有	無			
	(4) 車椅子使用者等が円滑に活動することができる広さ	有	無			
	(5) 通路の有効幅 [120cm以上*]		cm			
	(6) 縦断勾配 [5%以下*]		%			
	(7) 横断勾配 [1%以下*]		%			
	(8) 平たんで、濡れても滑りにくい舗装	有	無			
	(9) 転落を防止するための柵、視覚障害者誘導用ブロック等の設置	有	無			
	(10) 便所を設ける場合は、10の項「便所」に規定する整備基準を準用すること。	有	無			
(11) 車椅子使用者用観覧スペースの設置		箇所				
規模・構造・設備等	ア 幅 [90cm以上]		cm			
	イ 奥行き [120cm以上]		cm			
	ウ 段差の有無	有	無			
	エ 転落を防止するための設備	有	無			
	オ 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置	有	無			
8 公園内建築物・屋内設備	便所及び休憩所以外は、第14号様式による特定都市施設整備項目表に記入すること。	有	無			
	建築物内に便所の設置を計画する場合は、10の項「便所」に規定する整備基準を準用すること。	有	無			
9 駐車場	車椅子使用者の駐車スペース(*)		台			
	(1) 幅 [350cm以上]	有	無			
	(2) 園路に接続しやすい位置	有	無			
	(3) 見やすい駐車場スペースの表示	有	無			

10 便所	(1) 便所(共通)						
	ア 出入口の有効幅(だれでもトイレ及び一般便所) [85cm以上*]		cm				
	イ 出入口 に至る通 路	(ア) 段差の有無		有	無		
		(イ) 傾斜路 の構造	有効幅 [90cm以上] 縦断勾配 [5%以下*]	cm			
	ウ 表面の濡れても滑りにくい仕上げ		有	無			
	エ 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房の設置		箇所				
	(2) だれでもトイレ						
	だれでもトイレの設置 数	男子用	箇所	女子用	箇所	兼用	箇所
	ア 車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる 構造		有	無			
	イ 腰掛便座の設置		有	無			
	ウ 手すりの設置		有	無			
	エ その他の設備()						
	オ 車椅子使用者が円滑に利用 することができるよう十分な空間 の確保		有・無 (便房の内り) (cm × cm)				
	カ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置		有	無			
	キ 誰もが利用することができる旨の表示		有	無			
	(3) 一般用の便所						
	便房の設置数	男子用	箇所	女子用	箇所	兼用	箇所
	ア 腰掛式便器の設置		有	無			
	(ア) 手すりの設置		有	無			
	(イ) 腰掛式便器である旨の表示		有	無			
イ 小便器		有	無				
(ア) 受け口の高さ [35cm以下]		有	無				
(イ) 手すりの設置		有	無				
(ウ) 光感知式の自動洗浄装置		有	無				
(4) 大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、 便所の出入口にその旨表示(*)		有	無				
11 水飲み・手洗 場	(1) 上向きの飲み口		有	無			
	(2) 高さ [70~80cm]		cm				
	下部にスペース [高さ65cm以上、奥行き45cm以上]		有	無			
(3) 使用する方向に150cm以上、幅150cm以上の水平な部分		有	無				
12 案内・標示	(1) 要所に案内板、説明板又は標識の設置		有	無			
	(2) 文字 等	ア 読み取りやすい文字の大きさ、色調及び明度	有	無			
		イ 車椅子使用者が見やすい高さに設置	有	無			
	(3) 車椅子での利用が可能な園路及び施設の表示		有	無			
	(4) 通路に突出しない位置に設置(*)		有	無			
(5) 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示の併 用		有	無				
13 ベンチ	高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ		有	無			
14 野外卓	(1) 使用する方向に150cm以上、幅150cm以上の水平な部分		有	無			
	(2) 卓の下部にスペース [高さ65cm以上、奥行き45cm以上]		有	無			
15 排水溝(ます)	杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋の設置		有	無			

1 整備内容欄の〔 〕内は、整備基準の数値を示しています(* があるものは、整備基準にただし書があるので注意してください。)

2 数字は、算用数字を用いてください。

3 措置欄の「有・無」のうち該当するものには○を、その他には数値又は措置の内容を記入してください。

4 整備基準によるものと同様以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入してください。

5 ※欄には、記入しないでください。